

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

火山に関する論点について

2020年(令和2年)3月9日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠木 克彦

弁護士 武村 二三夫

弁護士 大橋 さゆり

弁護士 高山 崇巖

弁護士 瀬戸 崇史

復代理人

弁護士 谷次郎

第1 本書面の趣旨

原告らは、火山対策にかかる設置許可基準規則6条1項違反の主張を争点から外すこととする。

第2 理由

1 降灰層厚と原子炉設置変更許可申請

本件許可は、大山生竹火山灰（DNP）の降灰層厚を10cmとしているところ、原告らは、これは過小評価であると指摘した。これに対して参加人は、2019年（令和元年）9月、降灰層厚を22cmとする原子炉設置変更許可申請を行った。仮に降灰層厚を22cmと評価すべきであるならば、これを10cmとしか評価していない点で本件許可は違法ということになる。

2 2020年（令和2年）1月30日進行協議

この進行協議において、裁判長は、火山とばらつき以外は論点が出尽くしているのではないかと思うとして、二つの問題提起をした。

第1は、ばらつきの考慮について、入倉・三宅式から導かれる地震モーメントに標準偏差を加えたものでも設置許可基準規則4条3項を満たしているかどうかについて被告において具体的に主張立証していただいていいのではないか（被告に対して）。

第2に、紛争の一回的解決という観点からは、火山の論点がある以上上記の設置変更許可申請に対する処分をまって一回で判断を出すということもある。火山の論点は処分がでたところで別途取消訴訟に委ねるとして、現在の訴訟物については火山の論点を落としてはどうか（原告に対して）。

第1については、裁判所は被告に2020年4月24日までに書面を提出するよう求めた。第2については、裁判所は原告方に同年3月9日までに書面で回答するように求め、原告代理人は、結論が出す検討中になるかもしれないが同日までに書面で回答すると答えた。

3 原告らの考え方

原告らは、現在の訴訟物について論点が出そろえば、上記変更許可申請に対する処分がなされる前であっても裁判所の判断がなされることを基本的には希望している。しかし、火山の論点を維持したままであれば、上記変更許可申請に対する処分が出たあとに裁判所の判断がなされるという見通しを踏まえ、ばらつきを含むその他の論点について裁判所の判断が速やかに示されることを求めるこことし、本書面をもって火山に関する主張を争点から外すこととする。

以上